

【注意喚起】 TPP11 および日 EU・EPA をご利用されるお客様へ

2019年1月25日
日本商工会議所

TPP11 および日 EU・EPA は自己申告制度のみを採用しており、日本商工会議所では特定原産地証明書を発行していません。自己申告制度は、生産者、輸出者もしくは輸入者が必要書類を作成して税関に申請する制度であり、日本商工会議所への企業登録、発給申請等は不要です。

具体的なご利用方法については、以下のお問合せ先にご連絡いただきますよう、お願いいたします。

<輸出時の利用方法について>

- ・ (JETRO)EPA 活用のための相談窓口

本部（東京） Tel：03-3582-5651

大阪本部 Tel：06-4705-8606

受付時間 平日 9時00分～17時00分（12時～13時を除く）

- ・ EPA 相談デスク

TEL 0120-910-385

Mail epa-desk@epa-info.go.jp

受付時間 平日 10時～17時（12時～13時を除く）

<輸入時の利用方法について>

- ・ 各地税関 お問合せ先

<http://www.customs.go.jp/question2.htm>

<各種資料>

- ・ (税関 HP) 経済連携協定 (FTA/EPA) （関税・税関関係）

http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/fta-epa_index.htm

- ・ (JETRO HP) TPP について

<https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/tpp.html>

- ・ (JETRO HP) 日 EU 経済連携協定 (EPA) について

<https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/epa.html>

以上